

AI・ロボティクス・セキュリティ等専門家登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が実施する AI・ロボティクス・セキュリティ等導入促進プラットフォーム事業における支援対象者に対して専門的な支援を行うため、AI・ロボティクス・セキュリティ等の分野において高度な知識、技術又は実務経験を有する専門家を選定し、登録するために必要な事項を定め、もって支援対象者である中小企業者等の生産性向上に寄与することを目的とする。

(登録専門家の募集及び推薦等)

第2条 当財団は、登録専門家の募集を必要に応じて行うものとし、専門家登録を受けようとする者は、「AI・ロボティクス・セキュリティ等専門家登録申請書」（第1号様式）により申請するものとする。

2 当財団は、専門家として適任と認める者を推薦し、又は指名することができる。この場合において、推薦又は指名を受けた者は、前項の「専門家登録申請書」（第1号様式）により申請しなければならない。

3 前項の規定により推薦し、又は指名された者についても、次条に定める登録要件を満たさなければならない。

(登録専門家の登録要件及び登録手続)

第3条 当財団は、前条の規定による申請をした者が、次の各号の全てに適合すると認めるときは、登録専門家として登録するものとする。

- (1) 支援対象者の事業所を訪問し、又はオンラインその他当財団が適当と認める方法により支援を行うことができること。
 - (2) AI・ロボティクス・セキュリティ等の分野において、専門的な知識、技術又は実務経験を有すること。
 - (3) 中小企業者等の業務課題を把握し、及び分析するとともに、AI 又はロボティクスの導入支援に資する助言を行うことができること。
 - (4) 中小企業者等への支援に必要なコミュニケーション能力及び職業倫理を有すること。
- 2 登録専門家の支援分野は、次の各号に掲げる分野とし、その細目は別に定めることができる。
- (1) AI を活用した現場業務改善
 - (2) ロボットの活用による現場業務改善
 - (3) 企業におけるセキュリティ確保
- 3 当財団は、第1項の確認に当たり、申請書その他の書面を審査するほか、必要な資料の提出を求め、又は面接を行うことができる。
- 4 当財団は、登録を決定したときは、「AI・ロボティクス・セキュリティ等専門家登録決定通知

書」(第2号様式)により本人に通知し、登録しないことを決定したときは、「AI・ロボティクス・セキュリティ等専門家登録不決定通知書」(第3号様式)により本人に通知するものとする。

5 登録決定の通知を受けた者は、当財団が指定する期日までに「AI・ロボティクス・セキュリティ等専門家登録同意書」(第4号様式)を提出し、当財団と「個人情報保護に関する覚書」(第5号様式)を取り交わすものとする。

6 登録専門家の登録は、前項に定める手続が完了した日をもって行うものとする。

(登録内容の公表)

第4条 当財団は、登録専門家の氏名、所属、専門分野、支援実績その他支援対象者が専門家を選定するために必要な登録内容を、インターネットその他必要な方法により公表することができる。ただし、生年月日、連絡先その他当財団が非公表とすることが適当と認める事項は、公表しないものとする。

(登録期間)

第5条 登録専門家の登録期間は、登録の日から当該日の属する事業年度の末日までとする。

2 前項の登録は、登録専門家から登録を更新しない旨の申出がなく、かつ、当財団が引き続き登録専門家として適当と認めるときは、事業年度ごとに更新することができる。

3 当財団は、登録の更新に当たり、登録内容、支援実績その他必要な事項の確認を行うことができる。

(守秘義務等)

第6条 登録専門家は、当財団の事業における支援を通じて知り得た支援対象者その他関係者の秘密を漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。登録が失効し、若しくは取り消された後又は専門家としての業務を廃止した後も、同様とする。

2 登録専門家は、当財団が支援対象者に派遣候補者として紹介する場合には、事前の打合せ、支援内容の調整その他必要な手続に協力するものとする。

3 登録専門家は、当財団から支援の依頼を受けたときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに応じるよう努めるものとする。

4 登録専門家は、支援に当たり、法令及び当財団の定めを遵守し、公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。

(知見の共有等)

第7条 登録専門家は、本事業における支援の質の向上及び支援に関する知識の蓄積を図るため、当財団が実施する研修会、意見交換会、事例共有会その他の取組に協力するものとする。

2 登録専門家は、前項の取組において、自らが有する AI・ロボティクスに関する知識、技術、事例その他の知見並びに本事業の支援を通じて得られた知見を、他の登録専門家及び当財団の職員、コーディネータ等と共有するよう努めるものとする。

(登録内容の変更等)

第8条 登録専門家は、登録内容に変更があったときは、遅滞なく「AI・ロボティクス・セキュリティ等専門家登録更新申請書」(第6号様式)を当財団に提出するものとする。

2 当財団は、登録専門家から登録の更新の申請があったときは、これを確認し、「専門家登録更新決定通知書」(第7号様式)により通知するものとする。

3 登録専門家は、登録の抹消を希望するときは、遅滞なく「AI・ロボティクス・セキュリティ等専門家登録抹消申出書」(第8号様式)を当財団に提出するものとする。

(登録の失効及び取消し)

第9条 登録専門家の登録は、次の各号のいずれかに該当するときは、失効するものとする。

- (1) 登録専門家が死亡したとき。
- (2) 前条第2項の規定による登録抹消の申出があったとき。
- (3) 第5条第2項の規定による更新が行われなかったとき。

2 当財団は、登録専門家が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項に定める変更の届出を行わなかったとき。
- (2) 第3条第1項に定める登録要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 届出のあった連絡先に相当期間連絡が取れないとき。
- (4) 本事業の目的又は支援内容を逸脱する行為を行ったと認められるとき。
- (5) 心身の故障その他の事情により、専門家としての業務を適切に行うことが困難と認められるとき。
- (6) 守秘義務に違反し、利益相反を適切に申告せず、又はその他登録専門家としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当財団との信頼関係を著しく害する行為があったとき。

(専門家派遣依頼)

第10条 当財団は、登録専門家の派遣を決定する都度、当該登録専門家に対し、案件ごとに「専門家派遣依頼書」(第9号様式)を交付して依頼するものとする。

2 当財団は、前項の依頼に際し、当該案件における登録専門家の利益相反の有無を確認するものとする。

3 登録専門家は、利益相反がある場合又はそのおそれがある場合は、速やかに当財団に申し出なければならない。

4 依頼する支援の内容、期間、実施方法、報告その他必要な事項は、専門家派遣依頼書その他当財団が交付する書面により定める。

5 当財団は、第7条第1項に規定する研修会、意見交換会、事例共有会その他の取組への参加、講演、助言、知見の提供その他必要な協力を登録専門家に依頼する場合がある。この場合におい

て、依頼の方法は、書面、電子メールその他当財団が適当と認める方法によるものとし、必要に応じて、依頼内容、実施日時、実施方法その他必要な事項を示すものとする。

（専門家謝金）

第 11 条 当財団は、前条の規定により依頼した登録専門家に対し、別表に定めるところにより専門家謝金を支払うものとする。

2 前項の専門家謝金には、派遣旅費、当該認定企業等との協議に要する経費、調査に要する経費、知見の共有等、源泉所得税、消費税及び地方消費税相当額その他指定専門家の支援の実施に要する費用の一切を含むものとする。

3 謝金の支払方法その他必要な事項は、当財団が別に定める。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、研究開発本部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 8 年 8 月 3 日から施行する。

別表（第 11 条関係）

区分	専門家謝金の額
専門家派遣	¥45,000－

備考 上記の額には、派遣旅費、当該認定企業等との協議に要する経費、調査に要する経費、知見の共有等、源泉所得税、消費税及び地方消費税相当額その他指定専門家の支援の実施に要する費用の一切を含むものとする。